

令和6年第7回守山市農業委員会総会議事録

第 7 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和6年7月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開會
- (2) 議事錄署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 29 号～議第 33 号

議第 29 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定
による農用地利用集積計画の決定をすること
について

議第 30 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等
促進計画案に対し、意見を求めることにつ
いて

議第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 29 号～報告第 32 号

報告第 29 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

報告第 31 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

2 出席委員

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	8 村瀬 伸一郎	9 岡本 良一
10 高橋 謙二	12 辰市 祐洋	13 西 直幸
14 大崎 恭義	15 九重 智子	16 千代 博
17 今井 誠二	18 西出 登志和	19 寺田 安喜雄

20 西村 明弘

21 宇野 正

22 中島 耕治

23 西村 正秋

24 西村 潔

25 山本 麻紀代

26 秋山 新治

3 欠席委員

11 服部 重信

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 武田 雅義

局 員 参事 寺田 篤司

局 員 指導員 井上 俊明

書 記 事務員 上野 晴美

農政課 課長 福嶋 信宏

農政課 事務員 古家 妙子

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 6 年第 7 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 6 年第 7 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 2 件、報告案件 4 件の合計 9 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

1 番 今井 清市 委員

2 番 本城 康吉 委員

を指名いたします。

○議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

それでは、議題に入ります。議第 29 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 29 号 農業経営基盤強化促進法

附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて （旧基盤法第 18 条）

以上です。

○議 長

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられます。つきしては、「農業委員会等に関する法律 第 31 条（議事参与の制限）に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退室していただくこととなります。

したがいまして、本件の関係者である

議席番号●番 ●● ●●委員

と、他に近親者として関係されている委員の方がおられましたら、自ら退室をお願いします。

それでは、以上の委員に退室を求めます。

（1 名の委員 退室）

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 29 号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第 9 条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 29 号の提案理由の説明を終わります

○議 長

質疑を行います。質疑はありますか。

（会議規則第 10 条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり
計画の決定をすることすることに決しました。

●● ●●委員に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第30号を議題といたします。書記に議件の朗
読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第30号 農地中間管理事業に係る農
用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることにつ
いて (機構法第18条第3項)
以上です。

○議長

それでは、局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第30号につきまして提案
理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第9条議案の説明)

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案

に対し、意見を求めることについてでございます。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上で、議第 30 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についての意見を求めます。意見はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、直ちに採決をいたします。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

よって、本件は、農用地利用集積等促進計画案に対し「意見無し」とすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第31号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第31号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第31号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書3ページ、位置図1ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、8件でございます。

1番の案件です。（位置図P2）

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 198

平方メートルの畑です。

譲渡人は、守山市〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇〇番地の
〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲
受人の現在の経営面積は、0 アール、通作距離は 10 メート
ルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 1,951
平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇
〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲
受人の現在の経営面積は、152 アール、通作距離は 1.8 キ
ロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 P 4)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 703 平方
メートルの畑です。

譲渡人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地の〇〇 〇〇 さん 〇〇歳さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、4.6 アール、通作距離は 20 メートルです。

4 番の案件です。(位置図 P 5)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,069 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇 〇丁目〇 〇番地〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、381.9 アール、通作距離は 0.5 キロメートルです。

5 番の案件です。(位置図 P 6)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 42 平方メートルの畑です。

譲渡人は、千葉県市川市〇〇 〇丁目〇〇番〇-〇〇〇

号 ○○ ○○ さん ○○歳。譲受人は、草津市○○町
○○○○番地○○ ○○ ○○ さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲
受人の現在の経営面積は、0 アール、通作距離は 13.4 キロ
メートルです。

6 番の案件です。(位置図 P 7)

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○番○○ 6.99
平方 メートルの田です。

譲渡人は、守山市○○町 ○○○番地 ○○ ○○ さ
ん○○歳。譲受人は、守山市○○町 ○○○番地 ○○
○○ さん ○○歳です。

契約内容は贈与。事由は事由欄に記載のとおりです。譲
受人の現在の経営面積は、158.7 アール、通作距離は 0.3
キロメートルです。

7 番の案件です。(位置図 P 8)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○番○ 126 平方
メートルの田で、譲渡人は守山市○○町 ○○○番地の○
○○ ○○ さん ○○歳です。次に、○○町 ○○ ○
○○番○ 146 平方メートルの田 同じく○○○番○○

11 平方メートルの田で、譲渡人は守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。次に〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 38 平方メートルの田で、譲渡人は守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。以上、4 筆で合計 321 平方メートルです。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、14.2 アール、通作距離は 5.7 キロメートルです。

8 番の案件です。(位置図 P 9)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 111 平方メートルの田で、譲渡人は守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。次に、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 150 平方メートルの田 同じく〇〇〇番〇〇 14 平方メートルの田で、譲渡人は守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。以上、3 筆で合計 275 平方メートルです。

譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地〇 株式会社〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲

受人の現在の経営面積は 386 アール、通作距離は 1.3 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正當に耕作等を実施されるため該当しません。

第 2 号の法人要件については、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は農地所有適格法人であり、問題ありません。

第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の貸借による他への貸付もなく、第 6 号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 31 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

以前より、畑として耕作されているところを譲り渡されます。隣は田ですが、影響はないと思われますので、問題

ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、2番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

2番の案件について、譲受人と譲渡人は親族関係にあり、以前より譲受人が耕作されていたので、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、3番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

3番の案件は、自作する農地の隣の畑を譲り受けられたので、今後も同じように耕作していかれると思うので問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、4番を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いします。

○●●番 ●●● ●●●委員

4 番の案件について、譲受人が耕作されていた土地を譲渡人が売買したいと申し出られたので、売買が成立しました。今後も耕作を継続されるので問題ありません。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長 長

続いて、5 番 6 番を●●● ●●●委員に確認状況の報告をお願いします。

○●●番 ●●● ●●●

5 番の案件でございますが、所有者が遠方で管理できないため、管理してくれる方を探しておられました。隣接する野洲市の土地を耕作される譲受人が見つかり、隣接地と合わせて耕作されるので問題ありません。

続いて、6 番については、今まで奥まった畑に入るために通路として農地を借りておられました。今回、通路の部分の農地を譲り受けられるので、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長 長

続いて、7 番 8 番を●●● ●●●委員に確認状況の報告をお願いします。

○●●番 ●●● ●●●委員

事務局より説明のありました、7 番 8 番の現地確認いたしました。何ら問題ありません。

ただ現状、草が生えているため、今後耕作していただくよう、注意喚起をしておきました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。議第 31 号は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

よって、本件議第 31 号は、許可相当とすることに決しました。

○議 長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

それでは、次に、議第 32 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 32 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書 5 ページ、位置図 10 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 2 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 11～12)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 492 平方メートルの畑で、申請人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。転用の事由は貸資材置場で、利用者は

〇〇町に所在する株式会社 〇〇 で、10 年間の賃貸借契約書が添付されています。

立地基準の判断については、水管等 2 種類以上埋設する道路の沿道で 500m 以内に 2 以上の公共施設等（〇〇〇高校、〇〇〇〇）があることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。（位置図 P 11 、計画図 P 13）

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 492 平方メートルの畑で、申請人は守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇〇〇 さん 〇〇歳です。転用の事由は貸資材置場で、利用者は野洲市に所在する有限会社 〇〇〇 で、10 年間の賃貸借契約書が添付されています。

立地基準の判断については、水管等 2 種類以上埋設する道路の沿道で 500m 以内に 2 以上の公共施設等（〇〇〇高校、〇〇〇〇）があることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

○議長 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番2番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

1番2番は隣接している農地ですが、どちらの所有者も高齢のため、耕作が難しくなっていたことから、転用されることになりました。近隣の農地に影響はないと思われるので、問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

現状を確認させていただいたところ、特に問題はありませんでした。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第33号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議33号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第33号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は6ページ、位置図は14ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。今月は、3件でございます。

1番の案件です。（位置図 P15-16）

申請地は〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 地目は田で、240平方メートル、同じく〇〇〇〇番〇 地目は田で3.15平方メートルです。2筆合計で243.15平方メートルです。譲渡人は守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、 譲受人は京都市〇〇区〇町 〇〇〇番地 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分譲宅地（1区画）です。

なお、備考欄に記載のとおり〇〇町地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、水管等 2 種類以上埋設する道路の沿道で 500m 以内に 2 以上の公共施設等（〇〇小学校、〇〇〇〇〇園）があることから、第 3 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。（位置図 P 17-18）

申請地は、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇の田 926 平方メートルで譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。次に〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇地目は田で 1,150 平方メートル、譲渡人は守山市〇〇町 〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。次に〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目は田で 880 平方メートル、譲渡人は〇〇町 〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。3 筆合計 2,956 平方メートルで、譲受人は大津市〇〇 〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は〇〇〇番〇が賃貸借で他 2 筆は売買。転

用の事由は資材置場です。

申請者の株式会社〇〇は、建築需要が多い湖南地域において、交通の便がよい当該地に建築資材や造園資材の置き場所が新たに必要とのこととです。

なお、〇〇〇番〇の土地は一部がすでに駐車場となっているため、無断転用の顛末書が提出されています。また本件は開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設等（〇〇〇中学校、〇〇〇〇〇〇〇〇〇保育園）があることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。（位置図 P 19-20）

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇の田、568 平方メートルで、譲渡人は守山市〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は守山市〇〇 〇丁目 〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇 〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分譲宅地（1区画）です。

なお、備考欄に記載のとおり〇〇町地区計画区域内の土地であり開発許可に該当します。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設等（〇〇小学校、〇〇幼稚園）があることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第33号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

1番の案件を、●● ●●委員に確認状況の報告をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件ですが、この辺りは〇〇町地区地区計画域内で開発が進んでおり、周りに田はなく影響がないことから、

問題はないと考えます

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2番の案件ですが、資材置場にされることで周辺の田に影響をおよぼすことはございません。ただ、すでに一部埋め立てられ駐車場として使用されており、無断転用の是正案件となっています。今回これを含めての開発となったため、問題はありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

3番の案件ですが、譲受人は高齢で耕作が難しくなっていることから売却を望んでおられました。場所はレインボーロード（国道477号）に面した細長い土地で隣接は個人の宅地・資材置き場等です。一部畑は残っていますが、造成されても周辺の土地には影響がないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

それでは報告させていただきます。各地区の担当委員か
らの報告のとおり、何ら問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議長 （会議規則第17条第2項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議あり
ませんか。

（会議規則第10条発言） 「異議なし」の声有り

○議長

よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 29 号から第 32 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 29 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

6 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

4 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 31 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

2 件の届出です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議長 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

○議長 長

質問など、他にありませんか。

===== 「無し」 の声有り =====

○議長 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 15 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事

録を作成した。

令和 6 年 7 月 23 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記
に署名する。

1 番 今井 清市 委員

2 番 本城 康吉 委員